

課 法 10 - 25
令和 6 年 6 月 3 日

全国間税会総連合会
会長 片岡 直公 様

国税庁課税部
法人課税課長 江崎 純子

「給与支払者向け所得税定額減税コールセンター」における
フリーダイヤル導入等の周知について（依頼）

平素から、税務行政に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。
また、定額減税制度の開始に当たり、制度の周知・広報や各税務署における説明会の開催などに御協力いただき、重ねて御礼申し上げます。

令和 6 年 3 月 4 日付依頼文書「定額減税制度に関する源泉徴収義務者向けの相談体制等の周知について」におきまして、給与支払者向け所得税定額減税コールセンター（以下「コールセンター」といいます。）の設置等について御案内させていただきました。

コールセンターにつきまして、この度、令和 6 年 6 月 6 日よりフリーダイヤルを導入するとともに、設置期間を延長することといたしましたので、各連合会及び各単位会に対し、周知いただきますよう御協力をお願い申し上げます。

○ 給与支払者向け所得税定額減税コールセンターの設置について

【変更前】

電話番号 0570-02-4562（ナビダイヤル）
9:00～17:00（土日祝日除く）
設置期間 令和 6 年 3 月 1 日～令和 6 年 7 月末日

【変更後】

電話番号 0120-741-237（フリーダイヤル）
0570-02-4562（ナビダイヤル）
9:00～17:00（土日祝日除く）
設置期間 令和 6 年 3 月 1 日～令和 6 年 8 月末日

※ 下線部が変更箇所となります。

なお、6月から、定額減税の実施時期となっておりますが、各連合会及び各单位会主催による定額減税に関する説明会を開催される場合には、引き続き、各税務署から講師派遣が可能です。また、各税務署において、個別具体的な御相談を受け付けておりますので、併せて御周知・御協力のほど、よろしくお願いいたします。